

住工共生のまちづくり関連補助金の見直しについて

・住工共生のまちづくり関連補助金のうち、「工場移転支援補助金」及び「相隣環境対策支援補助金」については、平成26年度より平成30年度までの5年間の時限をもって拡充してきた。(拡充内容は以下参照)

補助金名称	平成25年度		平成26～30年度(拡充)		平成31年度以降(案)	
	補助率	上限額	補助率	上限額	補助率	上限額
工場移転支援補助金	1/2	300万円	2/3	500万円	1/2	500万円
相隣環境対策支援補助金	1/2	100万円	2/3	300万円	1/2	300万円
事業用地継承支援対策補助金	—	—	1/2	500万円	1/2	500万円

補助金名称	補助金対象	平成25、26年度	平成27、28年度	平成29、30年度	平成31年度以降
住工共生まちづくり協議会支援補助金	住工共生まちづくり協議会	無し	事業補助 補助率1/3 上限10万円	運営補助 10万円	運営補助金の見直し

工場移転支援補助金、相隣環境対策支援補助金の見直しについて

平成26年度から平成30年を集中投資期間と位置づけて補助率、上限額について拡充措置を講じ、一定の役割を果たしたものとする。近年の利用件数の鈍化を受けて平成31年度以降、補助率は2/3から当初の1/2へ戻す。ただし、上限額についてはアンケートの結果や、利用実績などを鑑み、据置きたい。

※工場移転支援補助金：平成28、29年度実績 8件中4件が300万円以上(内3件は上限額)

相隣環境対策支援補助金：平成28、29年度実績 3件全てが100万円以上(内2件は上限額)

住工共生まちづくり協議会支援補助金について

住工共生まちづくり条例第14条「市は、住工共生のまちづくりの推進を図るため、協議会が行う取組み及び重点地区に対して必要な支援を行うものとする。」の規定に基づき、高井田まちづくり協議会の実施する事業または運営に対し、平成27年度より補助金を交付してきた。今後、これらの補助実績を検証し、補助金を含めた支援について検討してまいりたいと考える。

モノづくり立地促進補助金

対象地域の経過	工業専用地域	モノづくり推進地域		特別用途地区 (H29.4.1施行)
		工業地域	準工業地域の91%	
H15.4.1～H23.9.30	1,000㎡以上・3年	1,000㎡以上・3年	—	—
H23.10.1～H26.3.31	1,000㎡以上・3年	500㎡以上・3年	—	
H26.4.1～H28.3.31	同上	同上	500㎡以上・3年	
H28.4.1～	1,000㎡以上・5年	500㎡以上・5年	500㎡以上・5年	
H29.4.1～	同上	同上	同上	面積要件無し・5年
平成31、32年度	<u>1,000㎡以上・3年</u>	<u>500㎡以上・3年</u>	<u>500㎡以上・3年</u>	同上
平成33年度以降	<u>同上。ただし、補助率をそれぞれ1/4とする</u>	<u>同上</u>	<u>同上</u>	同上

- ・補助率：工場事業者・・・土地建物にかかる固定資産税、都市計画税の1/2
 土地所有者・・・土地にかかる固定資産税、都市計画税の1/2
 建物所有者・・・建物にかかる固定資産税、都市計画税の1/2

※製造業事業者が、自ら工場用地を取得して、工場を建設し、工場を操業した場合、土地建物にかかる固定資産税、都市計画税全額相当分を補助金として交付

平成 31 年度以降の立地促進補助金の見直しについて

・立地促進補助金は、モノづくり企業誘致の都市間競争の中、本市への立地を促進するための補助金である。しかし現在、モノづくり企業の本市への立地意欲は高いものと考えられ、また、アンケート結果にも表れているとおり、十分な土地の広さや取引先や顧客との近接性、協力工場の確保や、資材調達の容易さが、企業における工場立地の意思決定に大きな影響を与えていることから、補助制度が都市間競争という観点で企業の立地意思決定の最重要項目ではないと考える。ただし、市の補助制度が無ければ大阪府の補助制度も受けられなくなることから、補助制度を無くすのではなく、補助期間・補助率の見直しをすべきと考える。そこで、31 年度以降の取り扱いについて、次の通りとしたい。

①平成 31、32 年度 … 特別用途地区を除き、補助期間を 5 年から 3 年に改正

②平成 33 年度以降 … 工業専用地域について、補助率をそれぞれ 1 / 2 から 1 / 4 へ改正

(これにより最大でも固定資産税、都市計画税の 1 / 2 が補助金として交付)

※インパクトのある補助事業とすべく、単年度のみであるが、固定資産税・都市計画税の倍額を交付するような制度も検討